

諫早労働基準監督署発表
令和3年9月29日（水）

担 当	諫早労働基準監督署
	署長 <small>たけなが たかし</small> 竹永 剛
	監督課長 <small>なかがわ せいじ</small> 中川 征治
(電話) 0957-26-3310	

労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～労災かくしの疑い～

諫早労働基準監督署は、本日、株式会社山口建設及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで諫早区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和元年5月14日に発生した休業4日以上労働災害に関して、遅滞なく労働者死傷病報告を諫早労働基準監督署長に提出しなかった疑い（いわゆる「労災かくし」）。

1 被疑者

- 株式会社山口建設
所在地 長崎県諫早市川内町
事業内容 建設業
- 代表取締役A（男性）

2 違反条文

被疑者株式会社山口建設、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反
同法第100条第1項（報告等）
労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）
同法第120条第5号（罰則）
同法第122条（両罰規定）

3 被疑内容

被疑者Aは、諫早市内にある株式会社山口建設の資材置き場で、令和元年5月14日に自社の労働者B（男性）が休業4日以上労働災害に罹災している事実を承知していながら、遅滞なく様式第23号による報告書を、所轄労働基準監督署長の諫早労働基準監督署長に提出しなかったものです。

4 その他

労働者死傷病報告は、労働安全衛生法第100条第1項（労働安全衛生規則第97条）の規定に基づき、事業者がその使用する労働者の業務上の負傷等が原因で、4日以上休業したときは様式第23号により、4日未満のときは様式第24号により所轄労働基準監督署長あてに「労働者死傷病報告」を提出する義務を課しています。

同法が事業者はこの報告書の提出を義務付けているのは、労働基準監督署が当該報告により、労働災害の発生原因等を一早く把握、分析し、当該事業場に対し同種災害の再発防止対策を確立させることはもとより、事後の労働基準行政の推進に資するためであり、労働災害の発生状況等を正確に把握することは労働災害防止対策にとって極めて重要なことです。

以上のことを踏まえ、これまで当署は、労災かくし事案について司法処分を含め厳正に取り組んできたところであり、今後も同様に対処していく方針です。

なお、長崎労働局管内において平成27年度以降に検察庁に送致した労災かくし事案は、本件を含めて8件（うち諫早署3件）となっています。

○労働安全衛生法

(報告等)

第 100 条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(第 2 項及び第 3 項 略)

(罰則)

第 120 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

(第 1 号から第 4 号 略)

5 第 100 条第 1 項又は第 3 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

(第 6 号 略)

(両罰規定)

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(労働者死傷病報告)

第 97 条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第 23 号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が 4 日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの期間における当該事実について、様式第 24 号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。